

様式第1号（第5条関係）
（表面）

裏面の記入要領をお読みのうえ、ご記入ください

平成31年度 就学援助費交付対象者認定兼交付申請書

鳥取市教育委員会 様

就学援助費の受給を希望するため、鳥取市就学援助費交付要綱第5条の規定により、必要書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

保護者氏名 (フリガナ)	Ⓜ	住所 鳥取市 電話 () - () - ()

※同意欄

鳥取市教育委員会が認定に必要な各種調査（住民基本台帳、課税台帳の閲覧）を行うことについて承諾します。
また、申請事由に該当しなくなった場合には、速やかに報告することを誓約します。
上記について同意の上、就学援助費の受給を希望します。
私の就学援助費の振込は、下記口座をお願いします。
ただし、次の事項に係る請求及び受領の権限については、市長又は学校長に委任します。

(1) 給食費
(2) 就学援助費（給食費を除く。）に係る費用の未納額に充当すること

保護者（申請者）氏名
Ⓜ

※申請者との続柄を記入してください。

氏名	続柄	生年月日		学校名・学年	前年度受給の有無
		(平成31年4月1日現在)			
児童生徒		H	年 月 日 (歳)	小・中学校 年	有 ・ 無
		H	年 月 日 (歳)	小・中学校 年	
		H	年 月 日 (歳)	小・中学校 年	
		H	年 月 日 (歳)	小・中学校 年	
氏名	続柄	生年月日		勤務先・学校・園等	配偶者
		(平成31年4月1日現在)			
児童生徒以外の家族	申請者	M・T S・H	年 月 日 (歳)		有・無
		M・T S・H	年 月 日 (歳)		
		M・T S・H	年 月 日 (歳)		
		M・T S・H	年 月 日 (歳)		
		M・T S・H	年 月 日 (歳)		

* 次の1～9の中で当てはまる項目いずれか一つに○をしてください。

申請理由	1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止 (停止又は廃止年月日 年 月 日)	■ 9に該当する方は、下記の①～③に記載してください。■ ① 申請理由を具体的に記載してください。(世帯状況、失職、収入状況の変動など) ② 家賃が発生する居住形態の場合は、家賃額を記載してください。 ※住宅ローンの支払いは対象外です。 月家賃 () 円 ③ 世帯内に障がい者手帳の取得をされている方がいれば、全員記載してください。 続柄 種別: 精神・身体 等級: () 級
	2 障がい者・未成年者・寡婦及び寡夫で、前年所得が125万円以下の方(市民税が非課税または減免) 3 個人事業税が減免 4 固定資産税が減免 5 国民年金掛金が減免 6 国民健康保険料の減免 7 児童扶養手当の受給 8 生活福祉資金による貸付 9 1～8に該当しないが、所得の減少等により受給を希望	
※証明となる書類の写しを添付してください。(裏面参照)		

口座振込依頼書	金融機関名	本支店名	口座種別	口座番号
			普通 当座	
	フリガナ	口座名義人		

(裏面)

※記入要領

- 署名、捺印は申請希望と同意欄の**2箇所**をお願いします。同意欄に署名、捺印が無い場合、6月以降に新年度所得の証明発行が可能となった際に、再度、所得の証明（所得課税証明書の提出）を行っていただく必要が生じます。
- 年齢は援助を希望する当該年度の4月1日を基準として記入してください。また、学年についても申請時点ではなく当該年度における学年を記入していただく必要がありますので、ご注意ください。
- 申請書に記入いただく「児童生徒以外の家族」については、住民登録上世帯分離をしている、単身赴任で県外にて住民登録をしている家族がいる場合など申請する世帯と住所が違う場合でも生計が同一であれば記入していただく必要があります。
- 申請理由2（市民税が非課税または減免）は、各種控除の結果、課税がかからない場合ではなく、以下の要件を満している方が対象です。
●障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- 申請理由9に該当する場合に記入していただく②（家賃月額）、③（世帯内の障がい者手帳取得者の有無）は認定基準の計算に反映されるため、正確にご記入ください。ただし、住宅ローン等は②に該当しません。

※必要添付書類

◎申請理由1～8に該当する方の必要書類

該当項目	証明する書類
(1)生活保護が停止又は廃止となった方	なし（教育委員会で福祉事務所へ確認します。）
(2)障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年所得の合計金額が125万円以下の方（市民税が非課税又は減免となっている方）	非課税→「所得課税証明書」（申請時点で最新のもの・原本） 【発行場所】 駅南庁舎 市民課、本庁舎 市民課証明コーナー、各総合支所 減免→「減免の決定通知書」（写） （有効期間が平成（30）年度中のもの） 【発行場所】 駅南庁舎 市民税課
(3)個人事業税の減免を受けている方	「減免の決定通知書」（写） 【発行場所】 県税事務所（鳥取市一東部総合事務所）
(4)固定資産税の減免を受けている方 (5)国民年金保険料の減免を受けている方	「減免の決定通知書」（写） （有効期間が平成（30）年度中のもの） 【発行場所】 固定資産税の減免→駅南庁舎 市民税課 国民年金保険料の減免→年金事務所（旧 社会保険事務所）
(6)国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている方	「減免の決定通知書」（写） （有効期間が平成（30）年度中のもの） 【発行場所】 駅南庁舎 保険年金課
(7)児童扶養手当の支給を受けている方	「児童扶養手当証書」（写） 【発行場所】 駅南庁舎 こども家庭課 （継続確認申請中で証書が手元に無い場合は、児童扶養手当証書保管証明書の交付を受けてください）
(8)生活福祉資金による貸付を受けている方	「貸付の決定通知書」（写） （平成（30）年度中に決定を受けたもの） 【発行場所】 社会福祉協議会

- ※「減免の決定通知書」「児童扶養手当証書」「貸付の決定通知書」については、決定時に発送されていますので、紛失等によりお手元に無い場合は、各発行場所にて再発行をしていただくようお願いします。
- ※ 提出される際は、所得課税証明書以外は原本ではなく写しを添付してください。

◎申請理由9に該当する方の必要書類

世帯員全員の前年所得の確認が出来る書類 ○給与所得者・・・「平成（30）年分源泉徴収票」の写し、収入を証明するものが無い場合は、直近の給与明細（おおむね3か月以上） ○自営業者等の確定申告が必要な方・・・確定申告後、「平成（30）年分の確定申告書」の写し ○年金を受給されている方・・・「平成（30）年分源泉徴収票」の写し、最新の「年金振込通知書」の写し ○失職等により収入の無い方・・・「雇用保険被保険者 離職者票」の写し （無職を証明する書類が無い場合）「確認書」 ※「確認書」には地区担当民生児童委員及び会長の署名捺印が必要

※口座振込依頼書類の確認書類（提出書類）について

- 申請された保護者様名義の通帳のコピー（新入学児童生徒学用品費の振込先を確認できるもの）
- 保護者様と違う名義の口座を指定される場合は、委任状が必要です。